

総行行第362号
20260724 イ局第1号
令和8年8月4日

各都道府県会計管理者
各都道府県契約担当部長
各都道府県財政担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課長
(公 印 省 略)

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく随意契約による
スタートアップからの調達拡大について（通知）

政府では、地域課題の解決に資するスタートアップの技術の社会実装を後押しする観点等から、日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）において「全国でスタートアップが持つ技術の社会実装を後押しするため、各地方公共団体における「4号随契」に基づく調達の実態に関する調査を毎年度定期的実施した上で、「4号随契」の積極的な活用を促すための助言等による支援とともに、優れた調達事例について他の地方公共団体への横展開を推進する」とされました。

地方公共団体にとっては、こうしたスタートアップが開発する新商品や新役務の調達によって地域の行政課題の解決や事務の効率化等を図るとともに、地域経済を支えるスタートアップ等の中小事業者等の育成につなげることが重要であると考えられます。

地方公共団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第4号に基づき、新商品の買い入れ若しくは借り入れ又は新役務の提供を受ける契約については随意契約により調達することができる（以下「4号随契」という。）とされており、スタートアップからの調達についても、当該規定を根拠に随意契約により行うことができるということです。

4号随契については、平成16年の「地方自治法施行令の一部を改正する政令」（平成16年政令第344号）及び「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」（平成16年総務省令第131号）において創設され、また、平成19年の「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」（平成19年総務省令第27号）により当該契約手続に係る簡素化が図られたところですが、制度創設から20年以上を経過してもなお、この活用状況は低調であると考えられます。

このため、地方公共団体におけるスタートアップからの調達拡大に資するよう、今般、各地方公共団体における4号随契の調達実態を調査し、調達事例を別添のとおり取りまとめ、総務省

ホームページにおいて公表しましたので、お知らせします。

(総務省ホームページ「地方公共団体の入札・契約制度」)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html

また、地方公共団体における4号随契の積極的な活用を推進する観点から、4号随契による調達において留意いただきたい事項を下記のとおりお示ししますので、貴職におかれましては、スタートアップからの調達の拡大に向けた一層の取組をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。また、各都道府県及び市区町村の契約担当部局等から、庁内の調達担当部局にも広く本通知を展開いただくよう、併せてお願いします。なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 4号随契の手続等について

(1) 地方公共団体における契約は、地方自治法第234条第1項及び第2項により、一般競争入札が原則とされ、政令で定める場合に該当するときに限り、例外として随意契約等によることができることとされているが、施行令第167条の2第1項各号に定める事由に該当するときは随意契約によることができることから、地方公共団体の長が当該事由に基づく随意契約によることの説明責任を果たした上であれば、一般競争入札ではなく随意契約によることができるものである。このため、スタートアップからの新商品又は新役務の調達に関しては、4号随契の事由に該当するものと判断して、その活用を積極的に検討すること。

(2) 4号随契においては、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の3に基づき、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者に新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を提出させ、当該実施計画を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が同条各号に定める基準に適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこと等とされている。当該手続に関しては、以下の事項に留意すること。

・ 同条第2項に基づく学識経験者の意見聴取の実施方法については、各地方公共団体において適切に判断されたいこと。例えば、書面による実施も可能であるとともに、事業者から提出された実施計画の確認に当たって、同項に基づく意見聴取手続の要件を満たし、同項に基づく意見聴取と同等の効果が得られるのであれば、国の行政機関等における学識経験者の意見聴取（例：経済産業省「J-Startup プログラム」選定の審査（※））により代替することも可能であること。

※ J-Startup プログラムの選定においては、スタートアップが提供する製品・サービス（以下、「製品等」という。）の核となる技術等に関して新規性や有用性等、4号随契における実施計画の確認に当たっての適合基準と同等の観点から、二人以上の学識経験者の意見を聴取の上、審査している。また、当該スタートアップから提供されるのは、学識経験者により新規性や有用性等があると確認された技術により実装される製品等であり、選定では当該技術の製品等へ実装状況も考慮していることから、4号随契における学識経験者からの意見聴取と同等の効果が得られるものとなっている。なお、経済産業

省（J-Startup）のホームページ（<https://www.j-startup.go.jp/>）において、対象となるスタートアップの概要や製品等の情報をカタログ化して、今後掲載し、随時更新する予定である。

- ・ 同条第7項においては、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の地方公共団体の長が実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもって確認をすることができるとされているため、この場合には同条第2項に基づく学識経験者の意見聴取の手續等は不要となること。この際、他の地方公共団体に提出された当該実施計画の写しの入手方法については、既に確認をした地方公共団体から当該実施計画の写しの送付等を受ける方法のほか、当該事業者から、実施計画の提出に併せて、確認書等の実施計画が確認されたことを証する書面を提出させる等の方法が考えられること。
- ・ 事業者から提出される実施計画については、同条第7項に基づく手續によりその写しが他の地方公共団体の確認にも使用されることが想定されることを踏まえ、あらかじめ事業者に対してその旨をお示しするとともに、必要に応じて他の地方公共団体への提供に係る同意の有無や、提供にあたって実施計画の一部を非開示とすることを確認する等の措置を講ずることが適当であること。

2. 4号随契を活用したスタートアップからの調達の拡大について

- (1) 「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和8年4月21日閣議決定）において、国等は、新規中小企業者の契約比率について、引き続き国等全体として3%以上を目標とするとされ、地方公共団体においても、国等の目標達成に向けた取組に準じた取組が求められている。

このため、特に都道府県及び指定都市においては、規模能力を踏まえて、地域経済のけん引役としても期待されることから、4号随契を活用してスタートアップからの調達を積極的に行っていただきたいこと。

- (2) 複数の地方公共団体がスタートアップからの新商品等の調達を行うことは、スタートアップにおける調整コスト等の低減により新商品等の供給価格の低下につながるとともに、広く地方公共団体における行政課題の解決等につながり、スタートアップの新技术等の社会実装が促進されるものと考えられる。

このため、小規模な地方公共団体を含め様々な地方公共団体においてスタートアップからの調達が可能となるよう、都道府県においては、例えば、一の地方公共団体が4号随契により調達した新商品等について、他の地方公共団体と共有し、他の地方公共団体が当該新品等を4号随契で調達する際には施行規則第12条の3第7項に基づく手續により行うこととする、都道府県内市町村や他の地方公共団体との広域的な調達の仕組みの構築を積極的に検討いただきたいこと。

なお、東京都においては、既に、上記の制度を活用した広域的な調達の仕組みとして、「ファーストカスタマー・アライアンス」事業を実施しているところであり、当該取組も参照いただきたい。

3 その他

- (1) 地方公共団体におけるスタートアップからの広域的な調達拡大等を促すため、「スタートアップ等からの公共調達を行う場合の知的財産の保護及び調達の工夫に関するガイドライン」(令和7年5月 内閣官房・内閣府・経済産業省・総務省作成)についても、今後改訂し、周知する予定であること。
- (2) 4号随契に基づく調達の実態調査については、今後も、毎年度実施する予定であること。このため、引き続き、4号随契に係る調達実績の整理等を行っていただきたいこと。

【連絡先】

(制度全般に関すること)

総務省自治行政局行政課

電話：03-5253-5510

(J-Startup プログラムに関すること)

経済産業省イノベーション・環境局

イノベーション創出新事業推進課

電話：03-3501-1628

【参照条文】

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抜粋

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 （略）

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）抜粋

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 （略）

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五～九 （略）

2～4 （略）

○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）抜粋

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

- 三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
- 一 新商品の生産等の目標
 - 二 新商品等の内容
 - 三 新商品の生産等の実施時期
 - 四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。
- 5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。
- 6 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（第四項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの）に従って新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。
- 8 前項の規定は、第四項の実施計画の変更について準用する。

【参考１】経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和８年 7 月 21 日閣議決定）抜粋

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

（2）成長基盤の強化

（スタートアップ）

「スタートアップ育成5か年計画」¹⁶を抜本強化した「スタートアップ総力創出パッケージ」¹⁷に基づき、スタートアップの研究開発から事業化・社会実装までを一気通貫で支援する。政府調達におけるスタートアップ比率3%目標の早期達成のための改善計画の策定や、政府がアンカーテナンシー型¹⁸で本格調達することを促進するためSBI R制度¹⁹を抜本強化するとともに、海外トップベンチャーキャピタル（VC）などの海外投資家の戦略的な呼び込み、M&A市場の活性化など国内外の資金・人材・技術が好循環するグローバルなエコシステムを構築することで、ディープテックを始めとする我が国発のスタートアップの成長を促進し、「強い経済」の実現につなげる。

16 令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定。

17 令和8年5月20日に、内閣官房が策定・公表。

18 政府が民間企業の製品やサービスを安定的な大口顧客として長期契約で購入・利用することを約束することで、売上計上を可能とし、民間投資を呼び込み、産業を育成する手法。

19 Small/Startup Business Innovation Research。

【参考２】日本成長戦略（令和８年 7 月 21 日閣議決定）抜粋

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

2. スタートアップ

（2）対応の方向性

③講ずるべき施策パッケージ

iii) 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

（社会課題解決を牽引（けんいん）するスタートアップの実証・調達）

全国でスタートアップが持つ技術の社会実装を後押しするため、各地方公共団体における「4号随契」⁹¹に基づく調達の実態に関する調査を毎年度定期的実施した上で、「4号随契」の積極的な活用を促すための助言等による支援とともに、優れた調達事例について他の地方公共団体への横展開を推進する。あわせて、「地域未来戦略」に基づく産業クラスターの形成に向けた取組との連携による自治体調達の促進を図る。

国家戦略特区制度の更なる活用を促すため、情報発信を強化するとともに、スタートアップに係る規制・制度改革提案を募集し、その実現を後押しする。

91 優れた製品・サービスを持つスタートアップ・中小企業等を地方公共団体の首長が認定し、随意契約を例外的に可能とする制度。

【参考3】日本成長戦略会議スタートアップ政策推進分科会

「スタートアップ総力創出パッケージ ～イノベーションを生み出す、育てる、実装する～」

(令和8年5月20日) 抜粋

4. 施策のパッケージ

(柱3) 地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成

(3) 社会課題解決を牽引するスタートアップの実証・調達

①自治体によるスタートアップ調達の強化に向けた方策の推進

- 全国各地でスタートアップが持つ先端技術の社会実装を強力に後押しするため、全ての都道府県及び指定都市においてスタートアップからの調達、さらには広域的な調達を含む市町村レベルでのスタートアップからの調達拡大が行われるよう、各自治体における4号随契¹⁴に基づく調達の実態に関する調査を毎年度定期的に実施し、優れた調達事例についてウェブサイトでの情報発信をはじめ横展開を行う。
- また、地方公共団体の入札契約においてスタートアップが参入しやすい運用が行われるよう、入札参加資格の設定における下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用等の促進や、国で定める「スタートアップの公共調達の加速に向けた契約等の運用指針」の自治体への横展開を実施する。さらに、複数自治体のニーズを統合する広域調達の仕組みや自治体における実証・導入実績を「次の顧客」につなげる仕組みの整備に向けたガイドライン¹⁵の改訂、4号随契の積極的な活用を促すための助言等を行う。自治体の入札・契約制度の運用に関して、引き続き各府省庁間にて連携を行う。
- 地域未来戦略における産業クラスターの形成に向けた取組や、スタートアップ・エコシステム拠点都市における取組とも連携を図りつつ、「自治体と地域課題解決に取組むスタートアップの官民連携に向けた実践ガイド」を活用し、自治体における官民連携・公共調達事例創出の支援を行い、当該事例創出までの過程をモデル化して他自治体へ横展開を行うことによって、官民連携、公共調達の促進につなげる。加えて、デジタルマーケットプレイス(DMP)について事業者への広報活動やカタログ掲載のPRツール提供を通じて登録を促し、スタートアップを含む多様な事業者の公共調達への参入拡大を推進する。

14 地方自治法施行令第167条の2第1項において、「地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とされ、同項第4号において、スタートアップ等との随意契約について、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から、普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき」と定めている。

15 「スタートアップ等から公共調達を行う場合の知的財産の保護及び調達の工夫に関するガイドライン」(令和7年6月策定)